合法性証明と森林認証

―持続可能な森林経営に向けてサプライチェーンを通じて森林の環境的要素を消費者に伝達するツール―

2017年2月10日

森林部門技術士会 研究例会（林業部会）

藤原 敬　一般社団法人持続可能な森林フォーラム代表
fujiwara@t.nifty.jp

自己紹介

- 一般社団法人持続可能な森林フォーラム代表
- 一般社団法人ウッドマイルズフォーラム理事長
- 一般財団法人林業経済研究所所長・フェロー研究員
- 一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会技術指導役
- 一般社団法人全国木材組合連合会相談役

話の構成

- 木材利用を促進する施策とその背景
  - 「環境に優しい木材」の注意点
- 地球サミットと森林認証制度とラベリング（木材認証）の動向
  - サプライチェーンの協力で森林管理の情報を消費者へ
- 木材のサプライチェーンの特徴と合法木材促進法・ウッドマイルズ
  - 日本の合法性証明制度Gohowoodの意義と可能性

新国立競技場ー木と緑のスタジアム

ロンドンでは木材を使う場合には森林認証材で、「FSCとPEFCの協力」というインパクトのあるメッセージ発せられたたが、「建築物は木で」とはいかなかった。

木材を使った建築物を世界に発信できるか？公共建築物木材利用促進法をもつ日本からの発信が期待される。

その意味で、「国産材で使った新国立競技場」をグローバルに発信するロジックが問題。

ローカルな木材を地球環境視点でしっかり情報発信できるか

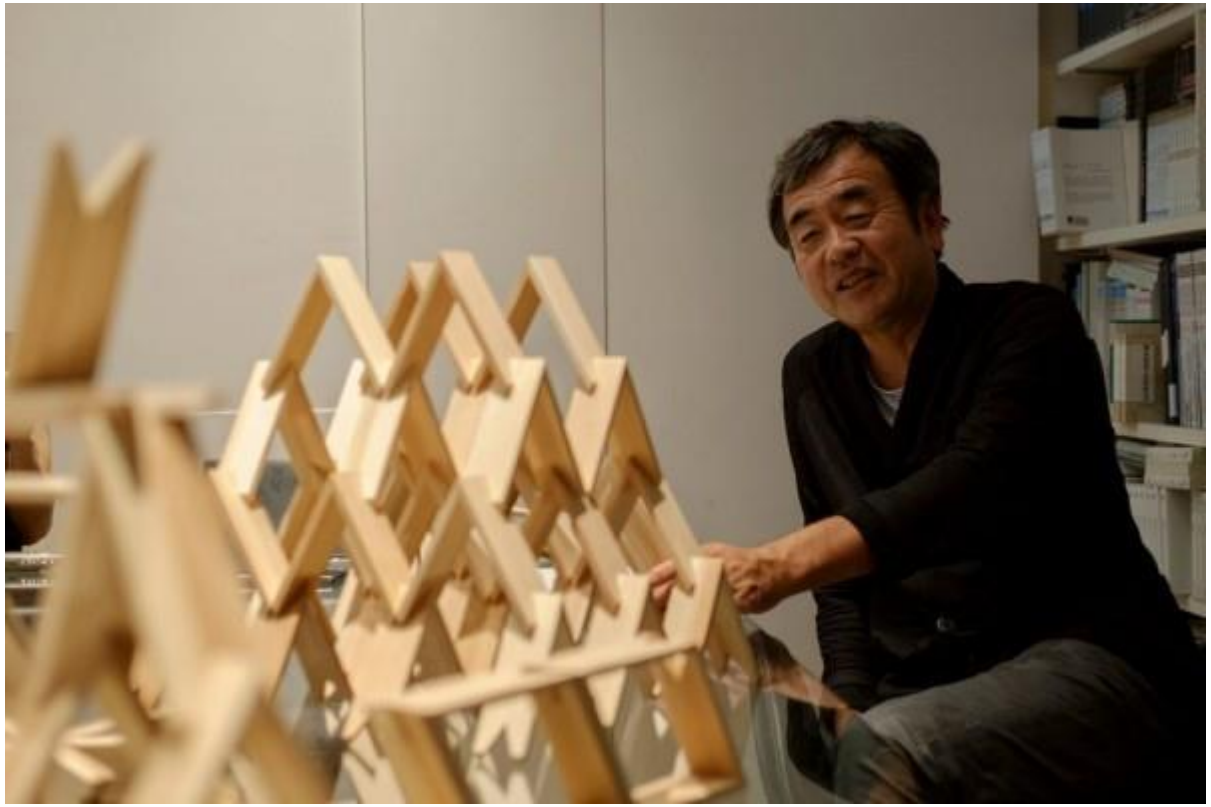

- 21世紀はなぜ“木の世紀”なのか？　隈研吾さん「正しい建築に最重要なのはサステナブル
- 世界的な建築家である隈研吾さんは「21世紀は木の世紀になる」と考える。木材の技術開発は進み、耐火・耐久性能が上がった。隈さんは、「木材が最先端な材となったいま、世界の建築家は、サステナブルな木造建築で競い合っている」と話す。

森林に期待する役割

森林に期待する役割の変遷

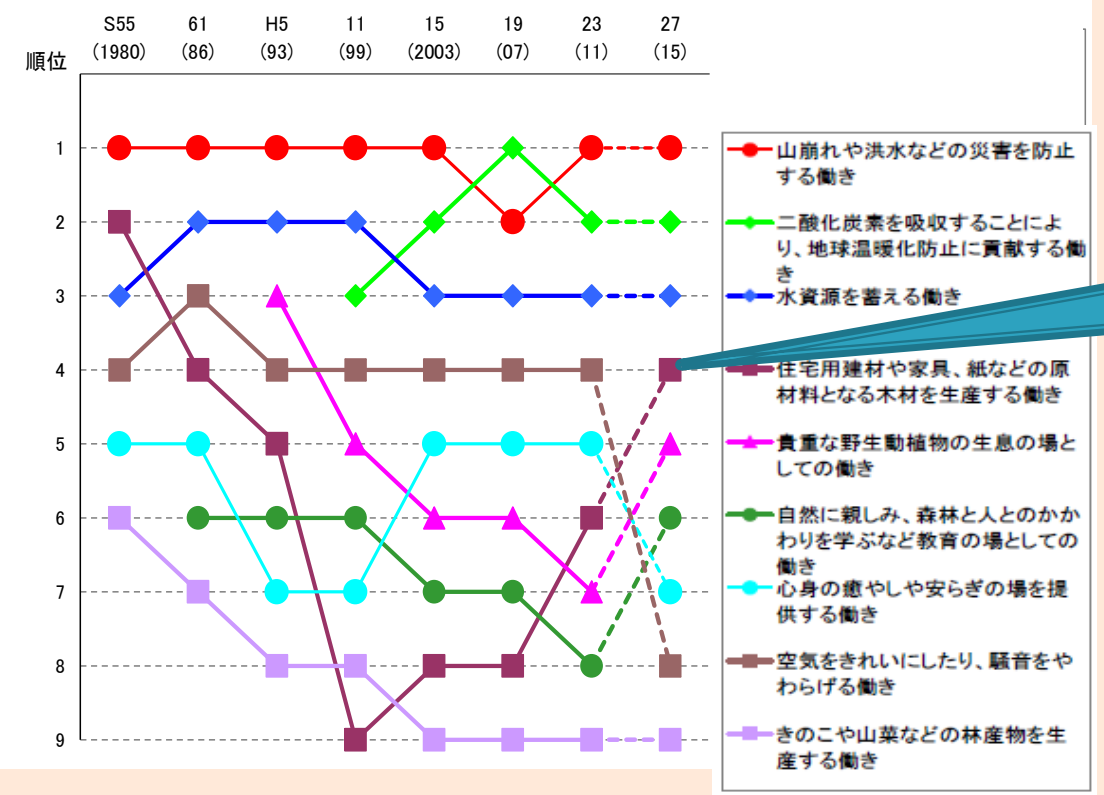

「住宅用建材や家具、紙などの原材料となる木材を生産する働き」のUカーブ

注１：回答は、選択肢の中から３つを選ぶ複数回答である。
　２：選択肢は、特にない、わからない、その他を除き記載している。
資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」（昭和55(1980)年）、「みどりと木に関する世論調査」（昭和61(1986)年）、「森林とみどりに関する世論調査」（平成５(1993)年）、「森林と生活に関する世論調査」（平成11(1999)年）、内閣府「森林と生活に関する世論調査」（平成15(2003)年、平成19(2007)年、平成23(2011)年）、農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」（平成27(2015)年10月）を基に林野庁で作成。

木材利用を促進する施策とその背景

- 公共建築物等木材利用促進法
  - 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）平成22年5月26日公布同年10月1日施行
  - 国の責務
    - 国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。また、木造の建築物に係る建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。
  - 地方公共団体の責務
    - 地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない

埼玉県市町村木材利用方針策定状況

策定済み市町村数　10市町（63市町村のうち）　策定率16%

平成２４年８月２０日現在

26年12月31日現在で補足
http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/attach/pdf/index-62.pdf

都市型自治体への普及がポイント

東京都区市町村木材利用方針策定状況

26年12月31日現在
http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/attach/pdf/index-62.pdf

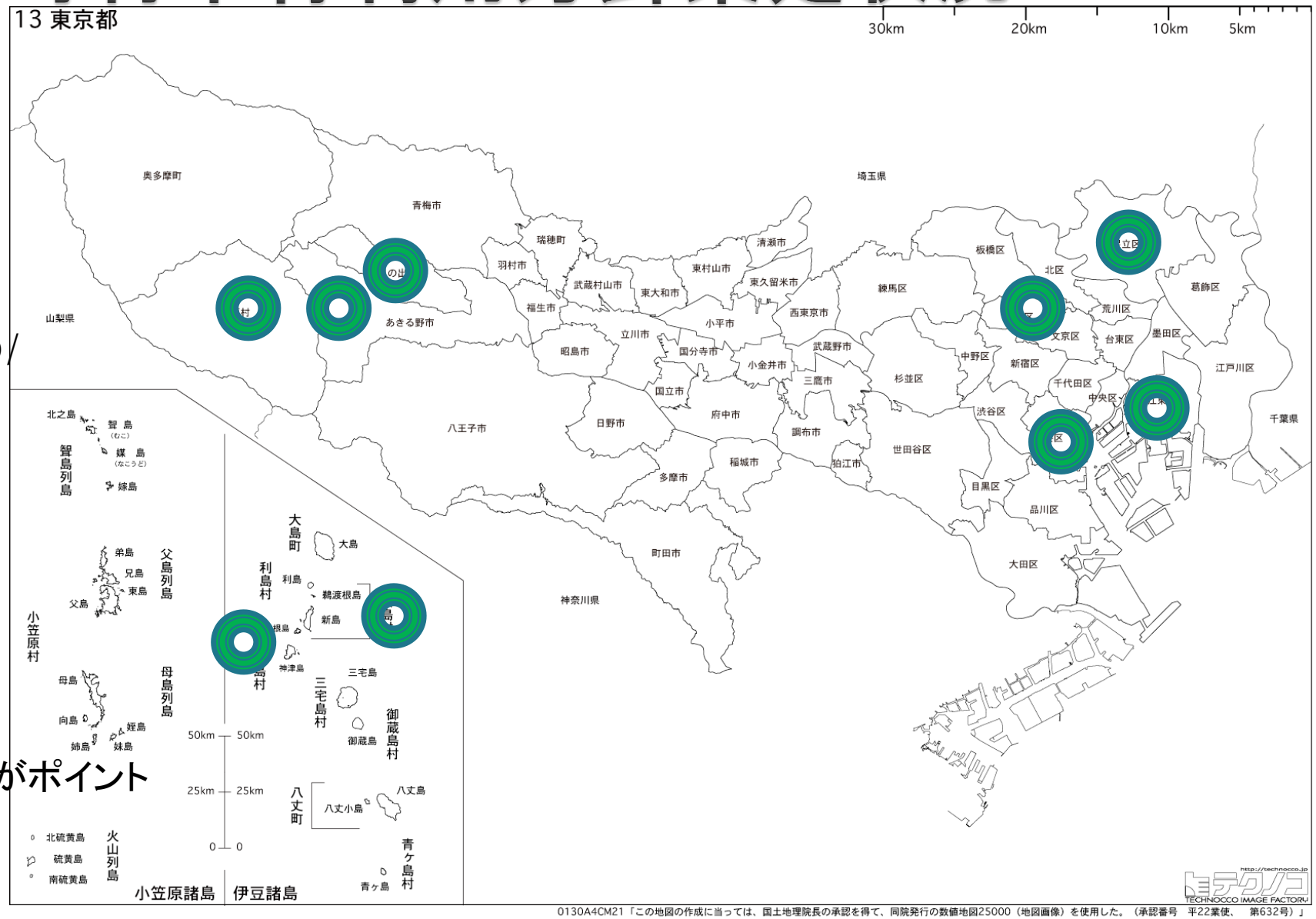

都市型自治体への普及がポイント

木材利用促進に全会派が賛成した理由

- （目的）第一条
  - この法律は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置を講ずること等により、木材の適切な供給及び利用の確保を

環境に優しい木材！

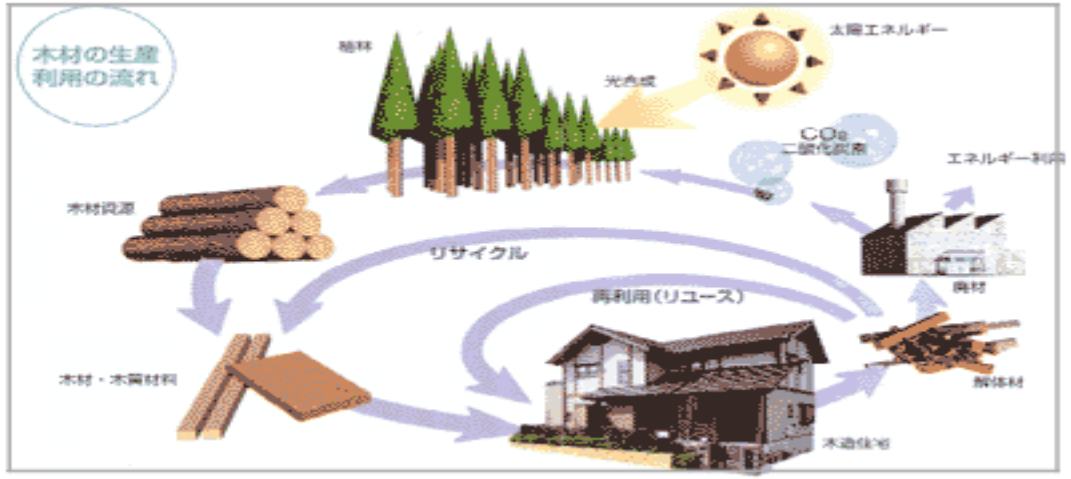

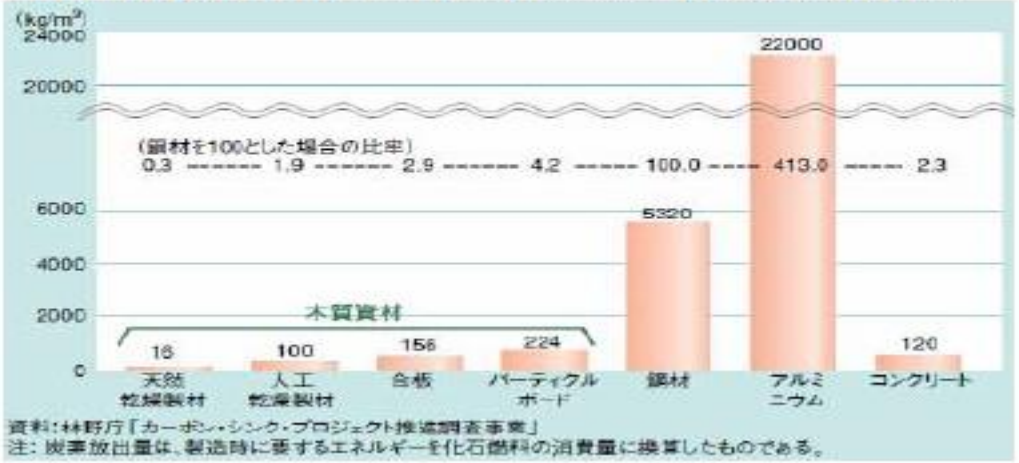

環境に優しい木材？

森林破壊の最大の脅威
森林破壊の原因は、地域によってその状況は異なりますが、世界資源研究所(WRI)は、破壊の最大の脅威は商業伐採であるとし、次いで鉱業開発／農地や牧草地への転換／過度な木材採取などが原因であると報告しています。

熱帯林と世界の森林破壊問題に取り組むNGO（環境保護団体） JATAN[熱帯林行動ネットワーク]HPから

国際森林管理レジームへの道

	森林条約 フォローアップ過程等	違法伐採問題	国際環境レジームと 森林管理	非政府団体の 取組み
19 90	92森林条約不成立（法　的拘束力ない声明）		92温暖化防止条約 生物多様性条約	
	93モントリオール会合 モントリオールプルセス			
	95Intergovernmental Panel on Forest			93　FSC設立
	97Intergovernmental Forum on Forest	98　G8バーミンガムサミット	97京都議定書	99　PEFC欧州森林認証会議設立
20 00	00UNFF1–	05G8グレンイーグルスサミット		03　PEFC森林認証評価計画として運営
	07UNFF7　全森林に関する法的拘束力のない文書	06日本のグリーン購入法・林野庁ガイドライン	07COP13FCCCバリ行動計画REDD	
		08米国レーシー法改正	09COP15FCCCコペンハーゲン合意REDD+	
20 10		10EU木材規則成立（13年施行）	10　COP10CBD愛知目標	
	15UNFF11予定森林条約の必要性を議論		15　COP21FCCC、パリ条約5条にREDD+	
		16クリーンウッド法成立		

国際森林レジームの要素

- レジーム成立の要件
  - 不確定性のベール
  - 枠組みの公平性
  - 明快な解決策
  - 順守の信頼性
  - 外部らかの圧力
  - 仲介的リーダーシップの存在

オラン・R・ヤング「グローバルガヴァナンスの理論」、『グローバルガヴァナンス』(2000、東大出版会、収録)

信太隆司「地球環境レジーム論」(2000)

- 持続可能な森林への明確な基準
  - 欧州森林保護閣僚会議、モントリオールプロセス、ITTO
  - UNFF
  - 違法伐採問題
- 実施の担保
  - 必要な資金の確保
    - REDD＋
  - モニタリング
    - REDD+
  - 関係者の参画
    - 森林認証
    - 違法伐採問題

林野庁ガイドライン

- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月）
  - ３．木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明については、以下の方法が考えられる。
    - （1）森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法
    - （2）森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
    - （3）個別企業等の独自の取組による証明方法

参考２　関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法のイメージ図

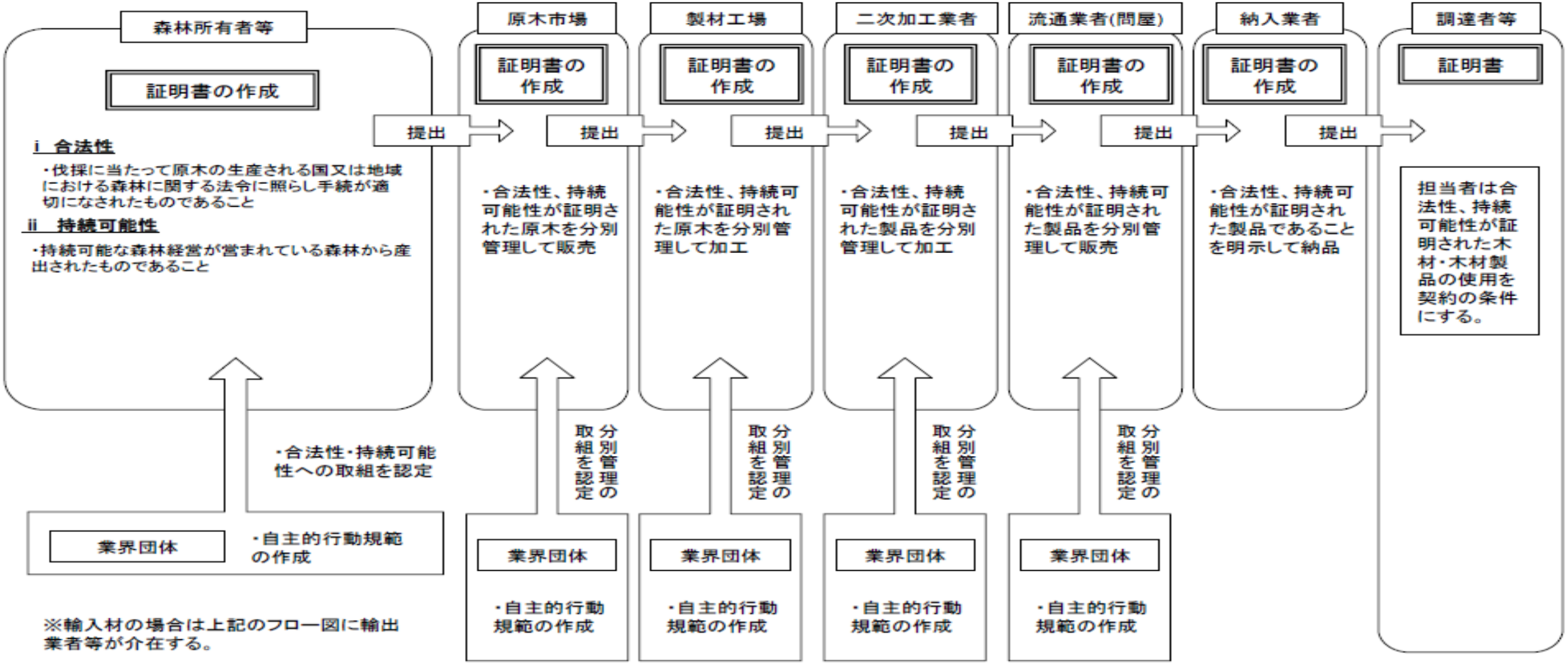

林野庁
ガイドライン

- 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

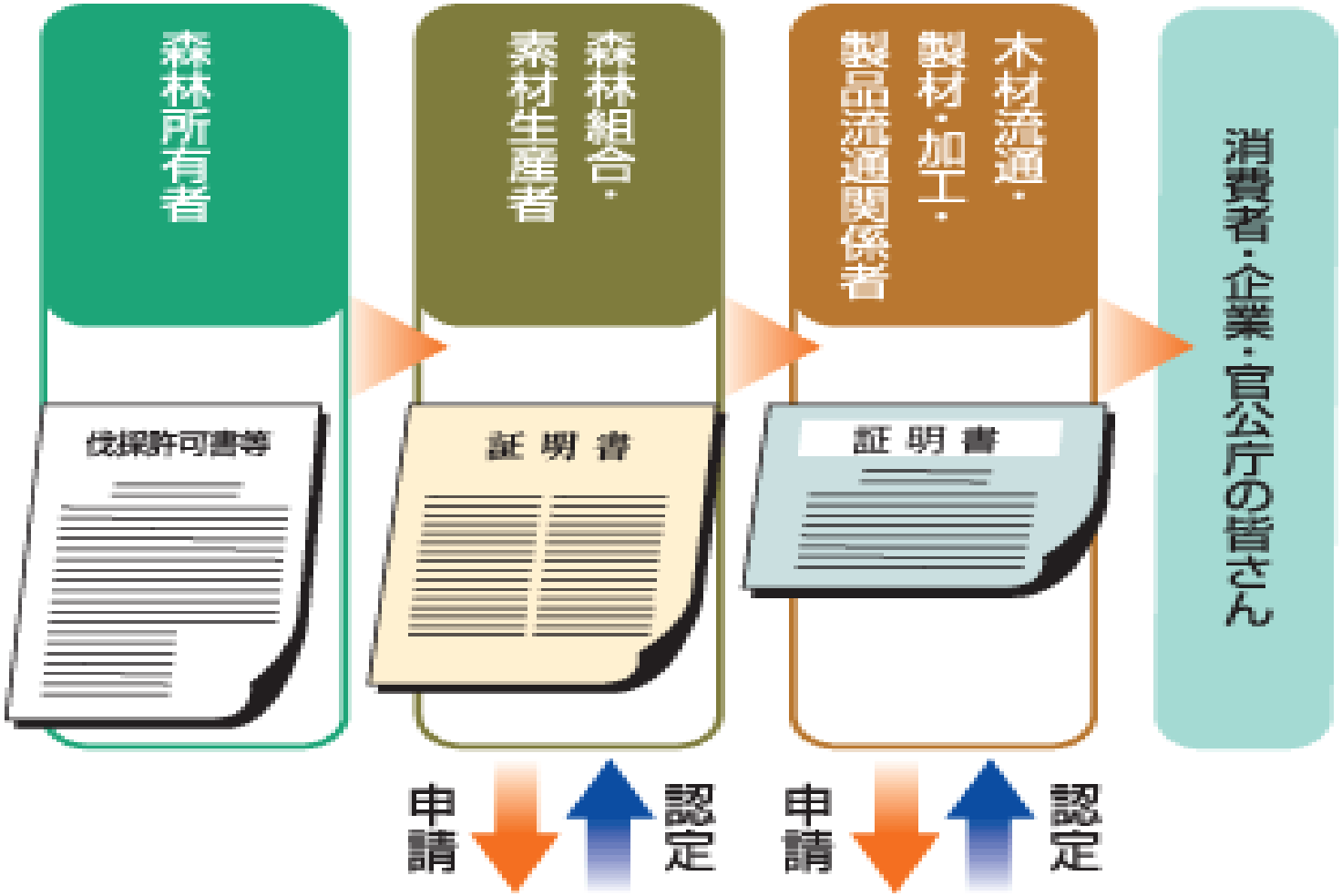

業界団体の取り組み

①違法伐採への反対を表明

②合法性の証明のための事業者の認定手続きを決め、公表

③会員を「合法木材供給事業者」に認定し、公表

④違法伐採に関する団体の取組状況の概要を公表

Ⅰ－3　認定団体と認定供給事業者の推移

平成27年5月18日現在　　認定団体　150
認定事業者　11,983

方団体

央団体

定事業体

平成26年度 合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告

期間（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

業種		木材・木製品の取扱量(総数) A 出荷量（千m³）	うち合法性等の証明されたもの B 出荷量（千m³）	割合 B/A 出荷量	認定事業体数
素材生産	（国内）	12,100	8,578	0.71	1,910
素材流通	（国内注）	15,155	10,231	0.68	532
木材加工	（国内注）	25,286	14,527	0.57	2,957
木材流通	（国内注）	25,215	9,991	0.40	3,145
その他	（国内注）	264	170	0.64	14
素材流通	（輸入）	2,042	1,223	0.60	3
木材流通	（輸入）	6,415	993	0.15	33

米国改正レイシー法

- 絶滅危惧種の取引を規制するレーシー法(1900年制定)が2008年改訂、輸入や国内取引の規制対象に植物種が加えられた
- 違法伐採とその他の違法な植物の取引の問題を解決するため、改正レーシー法は主に下記の3点を実施
  - - 米国の州または外国において違法に入手されたすべての植物及び植物製品(例:家具、紙類、製材)の取引をすべて禁止する
  - - 輸入業者に取り扱い製品に含まれるすべての植物に関して原産国と種を申告するよう義務付ける
  - -同法への違反に対して物品や船舶の没収を含む罰則(罰金と懲役)を規定する

米国レーシー法に関するよくある質問
Environmental Investigation Agency (EIA)
http://www.fairwood.jp/news/pr_ev/2012/121112FLAseminar_document.pdf

EU木材規則

- EU Timber Regulation2011年成立、2013年3月施行
  - 違法に伐採された木材や違法伐採木材を用いた製品のEU市場への出荷を禁止する。
  - EU市場に最初に木材を出荷するEU内の取引業者に対し、「デューディリジェンス（due diligence＝適切な注意）」を行使するよう義務付。デューディリジェンスを構成する主要な3要素は（情報、リスク評価、リスク回避）
  - 木材製品の生産履歴管理を確保するため、サプライチェーン中の転売・加工に関わる事業者は、自社の供給業者および顧客についての記録を5年間保管する。

駐日欧州連合代表部の公式ウェブマガジン
http://eumag.jp/issues/c0213/

各国の違法伐採対策の意味

	違法伐採問題への関係者の誘因	管理の手法
米国・欧州・オーストラリア	罰則 海外の違法伐採（輸送・取引・・）由来の生産物の所有の違法性を規定	輸入者に注意義務 （サプライチェーンの中で、効率的管理可能な場所「国境」、主体「輸入者」（比較的規模の大きな事業者が実施））
日本	市場でのプレミアム グリーン購入法により、公的主体による合法性が証明された木材の優先調達	サプライチェーンの全てに分別管理の要求 （①FSC・PEFCなどの森林認証のCoC連鎖か、②業界団体認定事業者（業界団体によって公表された審査基準により分別管理、文書管理体制認定を受けたもの）の連鎖、③企業独自の取組み（少なくとも②によりも高い信頼性を確保）

緑のサプライチェーンマネジメント

- サプライチェーンマネジメント
  - 「価値提供活動の初めから終わりまで、つまり原材料の供給者から最終需要者に至る全過程の個々の業務プロセスを、一つのビジネスプロセスとしてとらえ直し、企業や組織の壁を越えてプロセスの全体最適化を継続的に行い、製品・サービスの顧客付加価値を高め、企業に高収益をもたらす戦略的な経営管理手法」
  - Supply chain Cousin、https://supply-chain.org/
- 緑のサプライチェーンマネジメント
  - サプライチェーンのグリーン化を行い、多企業間の情報共有、ビジネスロジスティクス、マテリアルマネジメントについての環境戦略整備

    鈴木邦成「グリーンサプライチェーンマネジメントの構築に関する一考察」日本環境共生学会学術大会論文集2007
  - Benita M. Beamon, (1999) "Designing the green supply chain", Logistics Information Management, Vol. 12 Iss: 4, pp.332 - 342

グリーンサプライチェーンの効率展開事例

- 紛争鉱物Conflict Minerals
  - 米国金融規制改革法（ドッドフランク法）、上場企業に対して、コンゴ民主共和国及び隣接9か国産のスズ鉱石、タングステン鉱石、タンタル鉱石、金鉱石による製品公表義務付け
- 紛争ダイヤモンド
  - 紛争地での反政府勢力に利用されるのを防ぐ紛争地ダイヤモンドの流通を防止するキンバリープロセスとよばれる輸入時点での証明書の要求（キンバリープロセス会合（2002）「ダイヤモンド原石の国際取引に関する基本的な国際証明制度を定めた「枠組文書」」http://www.kimberleyprocess.com/en/about）

天然資源製品商品別原材料生産量と輸出量

対象商品（原材料）	生産量国別top10比率	対生産量輸出比率	備考
木材製品（工業用丸太）	69.5%	6.5%	FAO: Forest Products Year Book 2012
鉄鋼製品（鉄鉱石）	90.7%	65.2%	World Steel Associations: Steel Statistical Year Book 2013
ダイヤモンド（原石）	99.0%	337.0%	Kimberly process: Rough Diamond Statistics 2013

- 高品質の原料生産拠点と高度な加工が可能な加工拠点を結ぶ太いサプライチェーンを持つものが多い
- 木材は原材料採取地と加工地が極めて分散しているのが特徴

木材のサプライチェーンの特徴

- 天然資源を採取し加工して国際的な消費市場に提供する様々な商品の流れは、国際市場に対応可能な高品質な原材料の産出拠点と、同上の高度な加工が可能な加工拠点を結ぶ、太いサプライチェーンを持つものが多い
  - ほとんどが国境をこえる
  - サプライチェーンをグローバル大企業が掌握可能
- これに対して、木材は原材料採取地と加工地が極めて分散しているのが特徴（極めて細かいサプライチェーン網）
- サプライチェーンを管理するときの問題点

企業規模と緑のサプライチェーンマネジメントの効率性

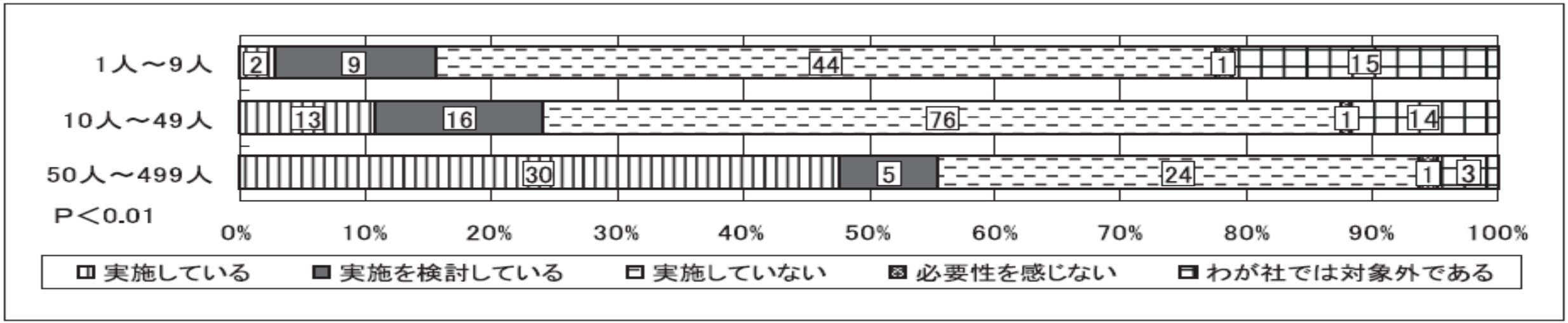

図表７　子会社、取引先などへの環境配慮活動の拡大

出典、飯嶋香織、中小企業におけうr環境経営の現状と課題

営利目的追求組織である企業という組織が社会的環境的役割を自主的にはたしていく、社会的責任（CSR）の行為が効率的に働くには、企業規模が関係しており、木材業界のように中小企業がそのプロセスで力を発揮するには一定の制約がある可能性がある

サプライチェーン管理効率化の条件

	原料採取	原料流通	原材料加工	製品組み立て	
タンタル・タングステン	タンタル鉱石			IT]機器製造	コンデンサーに利用される希少金属、IT機器に多く利用 紛争地域の鉱石排除
ダイヤモンド	ダイヤモンド原石	Tグループ社	研磨 ベルギー等		紛争地域のダイヤモンド鉱石の流通を禁止
木材	工業用丸太生産				違法伐採による木材の排除、森林認証制度、合法木材ガイドライン
鉄	鉄鉱石		製鉄		鉄鉱石採取地域の環境保全、・人権問題

グローバル企業

木材のサプライチェーンを効果的にする手段

- 太く短いグローバルなサプライチェーンを管理
  - サプライチェーンを担うグローバル企業の社会的責任に頼って管理することが可能
    - 紛争鉱物の上場企業への報告義務が効果を発揮している事例
  - 大半の商品が国境を越えて取引されるために、貿易管理ですべてを管理することが可能
    - 紛争ダイヤモンド、原石取引に証明書の要求
- 細くこまかい、グローバルでありかつローカルなサプライチェーン
  - 国境を通過しない可能性のある商品を第三者がチェックせずに管理する困難さ
    - サプライチェーンのすべて（上から下まで）を組織伝達網を一部に構築（森林認証のCoC）
    - 大企業の社会的責任に替わる業界団体の社会的責任に依拠（林野庁ガイドライン）

林産物のサプライチェーンの管理手法

手法	概要	順守の誘因	課題
EU木材法	通関地点で輸入業者に注意義務を規程、サプライヤー情報の管理	罰則	域内流通管理
米国改正レーシー法	通関地点で輸入業者は原産地、樹種等の申告、	罰則	域内流通間
森林認証制度	持続可能な管理森林の認証、当該森林産木材を原料とした製品を証明できるビジネスチェーンの第三者認証	優先的な購入についてのネットワーク	第三者認証のコスト
林野庁ガイドラインによる合法性証明	伐採森林に関する法令に適法な木材を確認、その原料による製品を証明できるビジネスチェーンの業界団体認定	G購入法での優遇、補助事業での優遇	信頼性

http://www.wwf.or.jp/activities/nature/cat1219/fsc/

SGEC森林認証の手順

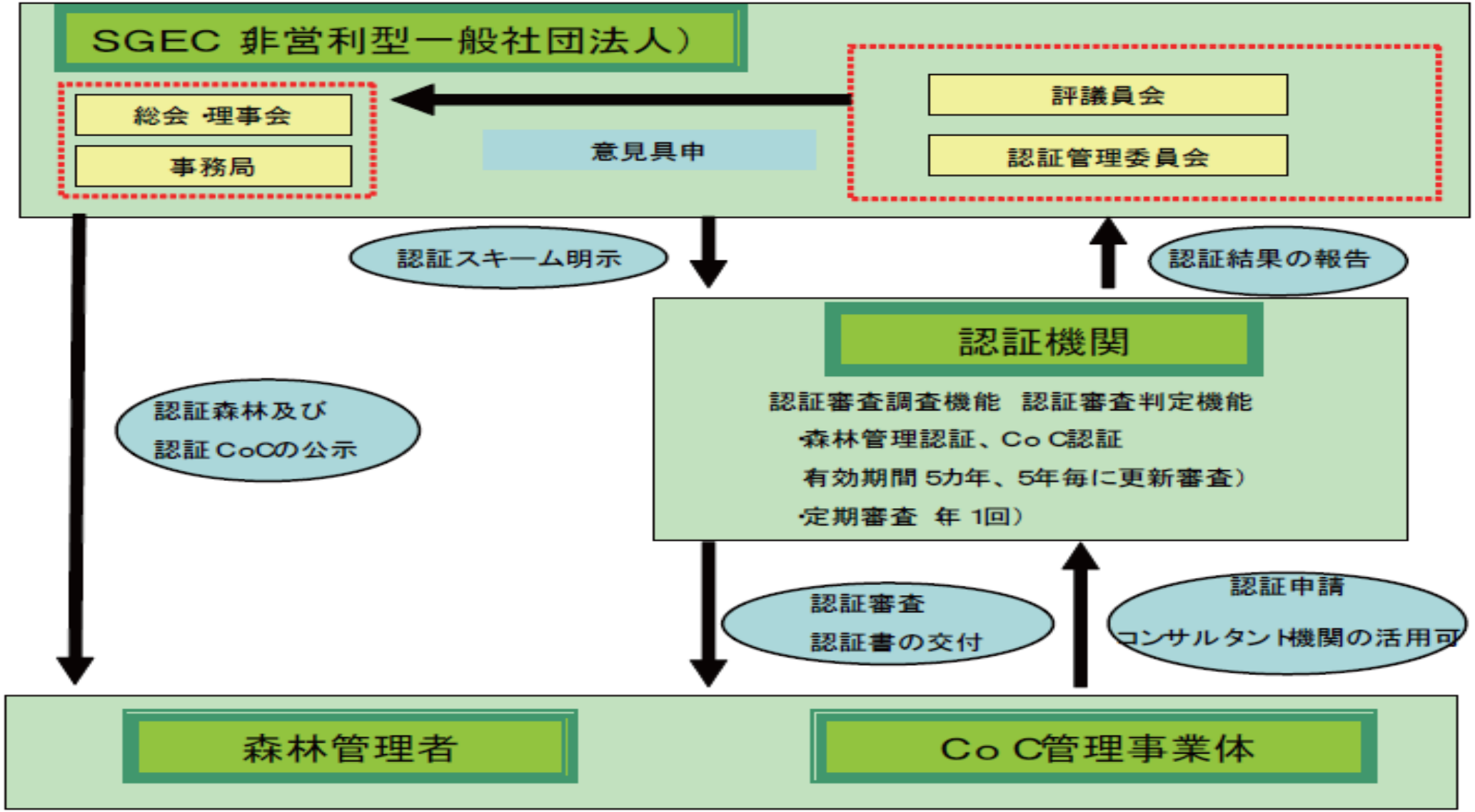

http://www.sgec-eco.org/aboutsgec/tejun.pdf

世界と日本の森林認証とラベリング制度

- FSC（Forest Stewardship Council）
  - WWF（世界自然保護基金）を中心としてFSCが発足（1993年）。
  - 世界的規模で森林認証を実施。
  - 10の原則と56の規準に基づき、独立した認証機関が認証審査を実施。
  - 国別、地域別規準の設定が可能。
  - 認証森林面積は約1億8,492万ha（80ヶ国）、CoC認証取得事業体は29,681（113ヶ国）（2015年11月3日現在）。。
  - 国内では、34カ所で約39万ha、1,064事業体（2015年11月3日現在）。
- PEFC（Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes）
  - ヨーロッパ11カ国の認証組織がPan Europian Forest Certification を設立（1999年）。2003年に改称。
  - 汎欧州プロセス等の規準・指標に基づく各国独自の認証制度を認証する仕組み。
  - 現在、34の認証制度が相互承認済み（米国のSFI、カナダのCSA等）。
  - 認証森林面積は、約2億6,302万ha（31ヶ国）、CoC認証取得事業体は10,557（65ヶ国）（2015年6月30日現在）。
  - 国内では194の事業体がCoC認証を取得（2015年6月30日現在）。
- SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council)
  - 我が国の林業団体、環境NGO等により、SGECが発足（2003年）。
  - 人工林のウエイトが高いことや零細な森林所有者が多いことなど我が国の実情に応じた制度を創設。
  - 認証森林面積は約126万ha、CoC管理事業体は344（2015年11月1日現在）。

林野庁資料
http://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/ninsyou/con_3_1.html

世界と日本の森林認証の現状

地域	全森林	認証森林				
		2011年	2013年	2016年		
	1000ha ①	1000ha ②	1000ha ③	1000ha ③	全面積比	前回比
アフリカ	635412	7327	7473	7596	1.20%	102%
アジア	571615	10133	15181	20085	3.51%	100%
内日本	24868	1239	1369	1975	7.94%	120%
欧州	1001394	131122	148140	188706	18.84%	109%
中北米	705849	201695	218265	233578	33.09%	105%
南米	831540	16026	15942	18641	2.24%	104%
オセアニア	206254	12077	12358	29248	14.18%	229%
合計	3952063	378381	417359	497855	12.60%	110%

森林認証に関する意識・意向

図１　森林認証・ラベリングの認知状況

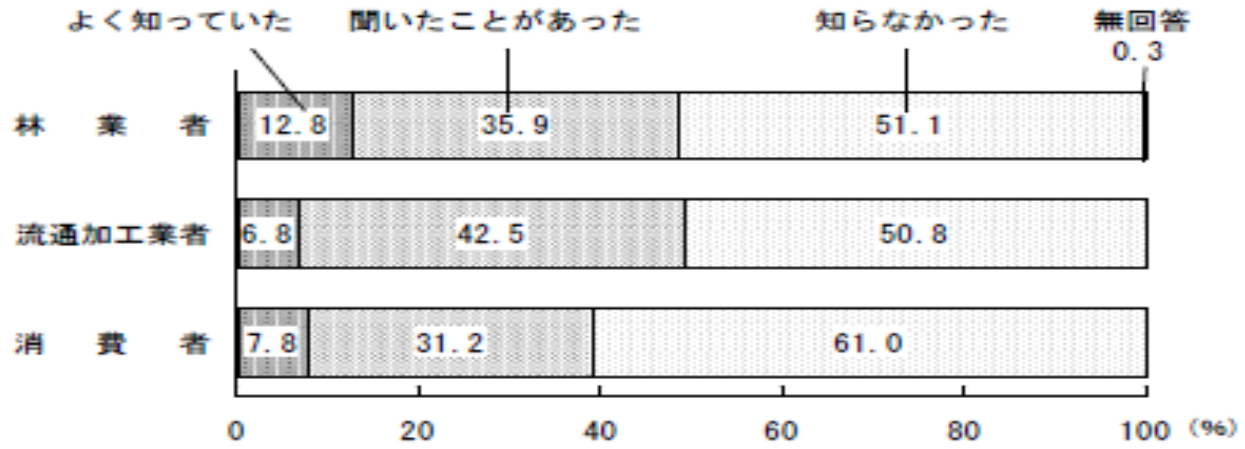

図２　森林認証・ラベリングの参加意向

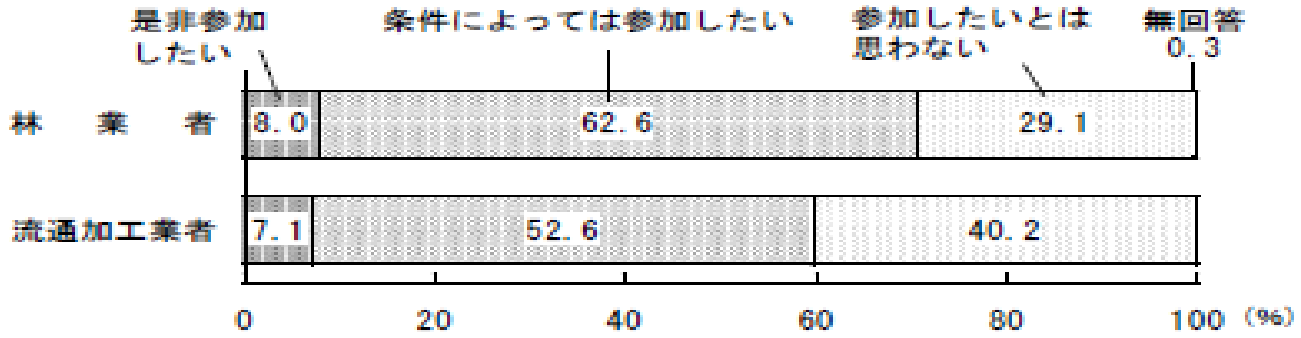

図４　ラベリングされた製品の購入意向

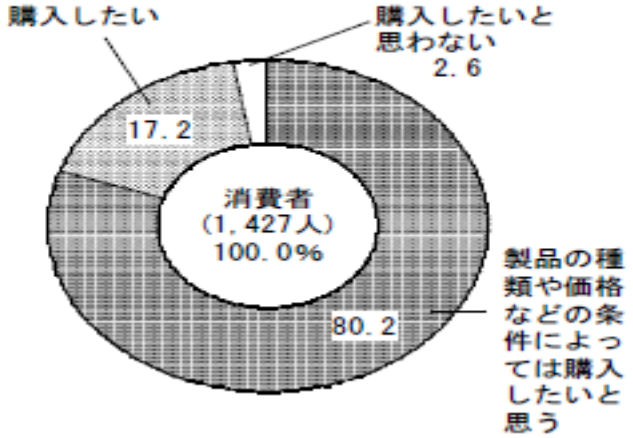

消費者が購入する場合の価格上昇は、「1割～2割未満」までなら5割が購入するとなっている。

林野庁資料
http://www.maff.go.jp/j/finding/mind/pdf/shinrin-ninshou2002.pdf

違法伐採問題とその対策

- 「熱帯林などを中心に世界中の生産量の8%が違法伐採生産」
  - AF&PA(全米林産物製紙協会）:Illegal Logging and Global Wood Market
- 「世界の違法伐採は公的な森林のみに限っても100億ドルの減収になり持続可能な森林管理に関するODA供与額の6倍に及ぶ」
  - 世界銀行:Strengthening Forest Law Enforcement and Governance
- 日本は世界で2番目に違法伐採木材の輸入量が多い
  - WWF: Illegal Logging cut it out

合法性証明木材のサポート体制

- 公共建築物における木材の利用の促進に関する法律（平成22年6月）
- 国交省補助事業（長期優良住宅促進事業、地域型住宅ブランド化推進事業）
- 林野庁補助事業を合法木材供給事業者への限定（平成25年度から）
- 木材利用ポイント制度
- クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）

クリーンウッド法

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

定義

・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）［2条1項］

・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）［2条2項］

国

主務大臣

◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定［3条］

・木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める［6条］。
・上記事項を勘案して、指導及び助言を行う［7条］。
・木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う［33条］。

◎国の責務［4条］
・必要な資金の確保
・情報の収集及び提供
・登録制度の周知
・事業者及び国民の理解を深める措置 等

◎適切な連携［31条］

◎国際協力の推進［32条］

事業者

◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない［5条］。

木材関連事業者

…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者［2条3項］

登録木材関連事業者

・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる［8条、13条1項］。

※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり［13条2項、37条］。

申請　登録

登録実施機関［5章］

※ 施行日 ： 公布の日から起算して1年を経過した日

クリーンウッド法のポイント

持続可能な森林経営のための勉強部屋　ホーム　貿易と環境へ

合法伐採木材流通利用促進法成立、その意義と課題（その１目的規定・事業者登録）（2016/5/28）

G7サミットに向けて我が国の違法伐採問題への取り組みをアピールすると準備されてきた、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案が13日参議院で全会一致で採択され、成立しました。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案（本文・要綱）

（目的規定の意義）

第一条　この法律は、我が国又は外国における違法な森林の伐採（以下「違法伐採」という。）及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的とする

どの法律も最初の、その法律も目的が書いてあるものです。

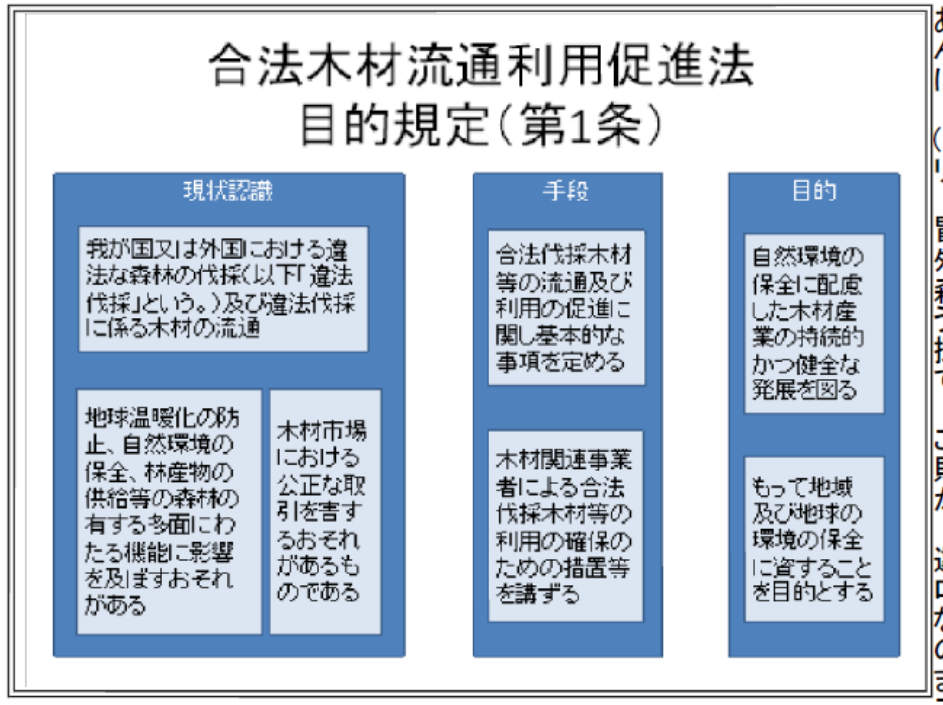

あらためて、条文を読んでみて、二つの点に気が付きます。

（我が国の違法伐採リスク）

冒頭に「我が国又は外国における違法な森林の伐採」とあるように、国内の違法伐採のリスクをにも向けていることです。

これは、欧州木材規則や、レーシー法にかけている点です。

違法伐採問題がグローバルな課題となったのは、途上国の熱帯林問題から始まったものですが、どこの国でも森林の管理はなかなか難しい課題。森林のガバナンスを確保するために、合法伐採木材の流通と利用が重要な役割を果たすという重要な視点です。消費者を森林のガバナンス問題に巻き込んで課題に迫る。

http://jsfmf.net/boueki/sinhou1/sinhou1.html

クリーンウッド法のポイント

（自然環境の保全に配慮した木材産業の発展のツールとしての登録制度）

木材産業は消費者が必要とする建築材、消費財を効率的に提供し、それの見返りに対価を得るビジネスですが、リスクを認識し、自然環境の保全に配慮した木材産業を発展される、法律の目的っが宣言しています。そのために「木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置」がどられるのですが、その内容が第6条の「木材関連事業者の判断の基準となるべき事項」と、第8条「木材関連事業者の登録」です。

第六条　主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。
一　木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
二　前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項
三　木材関連事業者が木材等を譲り渡すときに必要な措置に関する事項
四　第一号の確認及び第二号の措置に係る記録の管理に関する事項その他主務省令で定める事項

今後、政省令によって上記の「木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置」がきめられ、その措置をとっている事業者が、登録されるという仕組みになっていいます。

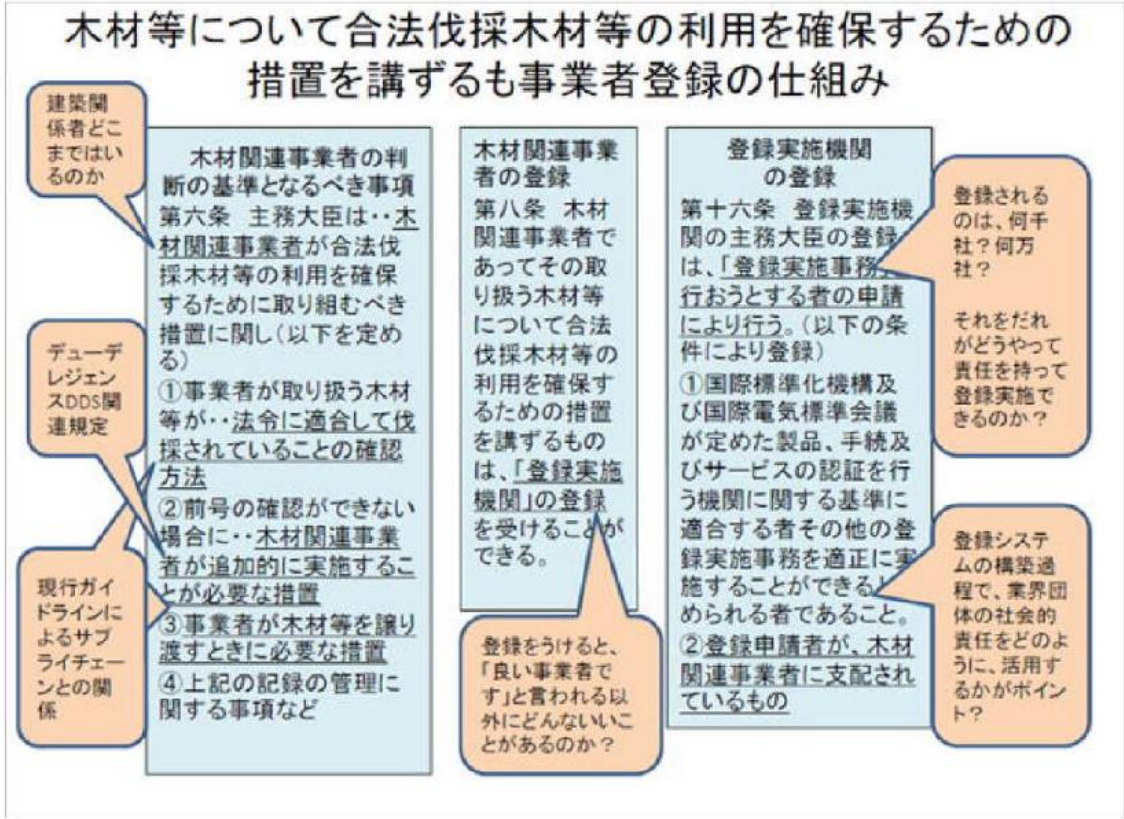

http://jsfmf.net/boueki/sinhou1/sinhou1.html

おわりに

- 木材利用拡大の応援の輪は広がっている
  - 「木材は地球にやさしい循環資源」が合言葉
- 環境にこだわる消費者と連携して木材利用を進めるには、木材の環境情報を消費者に届ける必要
  - 森林認証とそのラベリング木材は欧米発のグローバルなシステム（コストに課題）
  - 「合法性証明された木材」Gohowoodは「業界団体の社会的責任」を頼りにした日本発のシステム
- 森林管理の水準をあげるためにも、サプライチェーンを通じた消費者からのフィードバックは大切

森林と消費者の距離を縮める
ウッドマイルズフォーラム

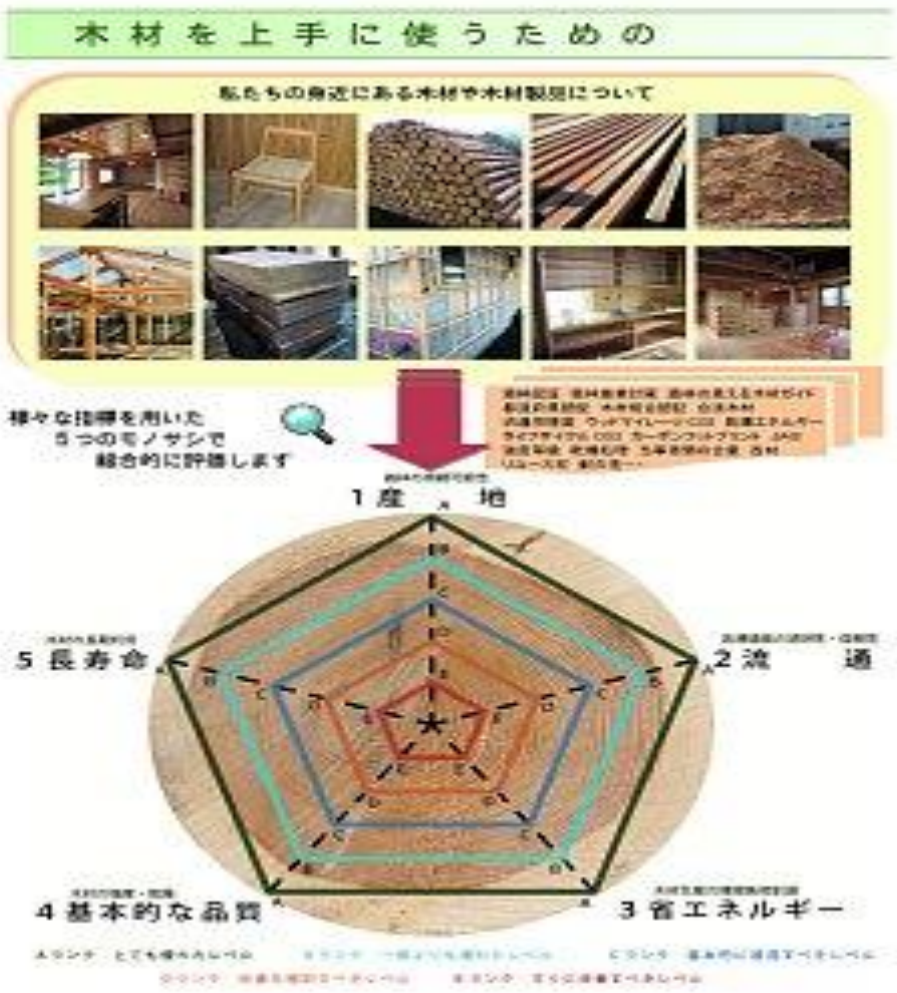

木造住宅（約38坪）のウッドマイレージCO2
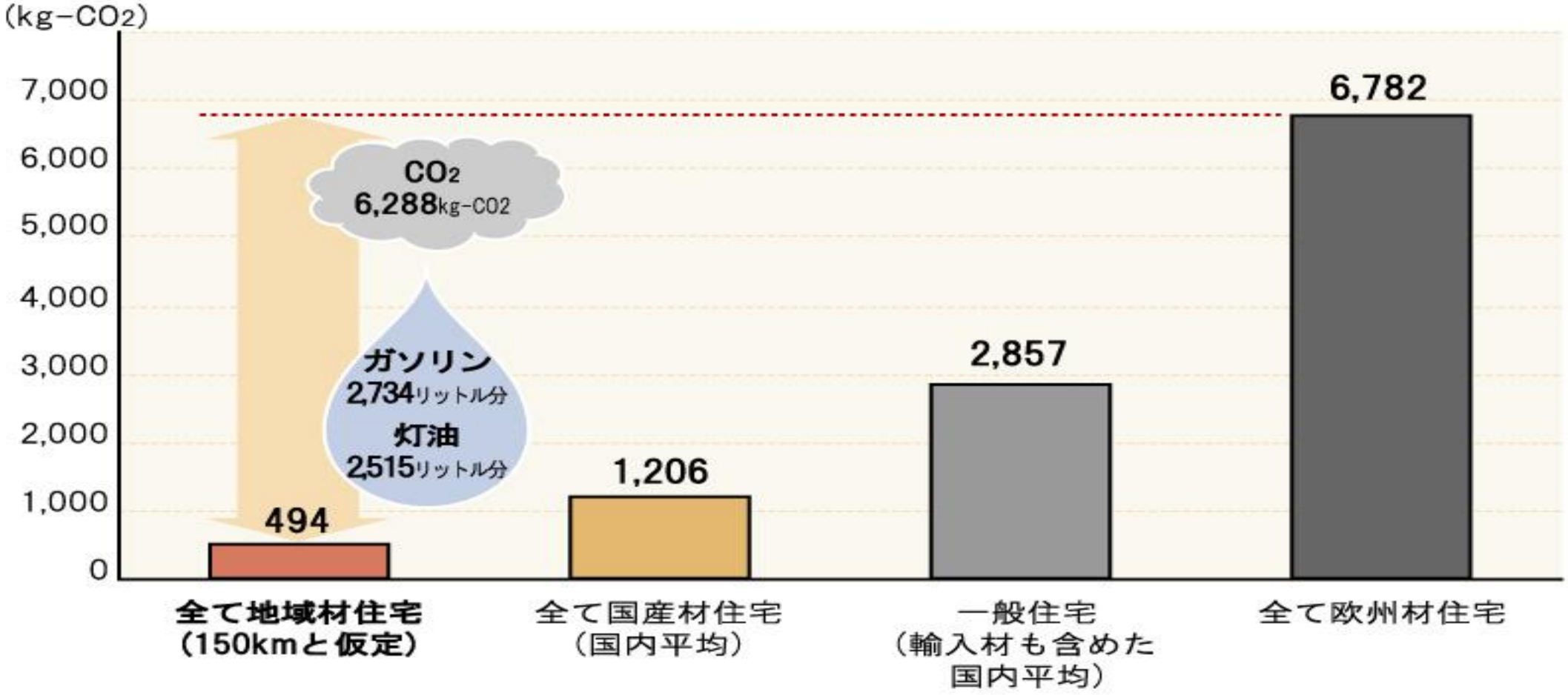
※住宅の木材使用量は日本住宅・木材技術センター「木造軸組工法の木材使用量（H13年度調査）」による
※国内平均、一般住宅、欧州材のウッドマイレージCO2は、ウッドマイルズ研究会試算値「ウッドマイルズ研究ノート13（2006）」ほかによる
※ガソリンCO2排出係数：2.3kg-CO2、灯油CO2排出係数：2.5kg-CO2として算出
※住宅モデルとしては、1985年に建築学会（環境工学委員会熱分科会）が提案した「住宅用標準問題（延べ床面積125.86㎡）」を使用